

千葉県夜間休日発熱相談センター指定要綱

1 趣旨

この要綱は、発熱患者等が地域で適切に相談を受けられる体制を整備することを目的として、発熱相談医療機関のうち、発熱相談センター（保健所等）からの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関である夜間休日発熱相談センターの指定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 夜間休日発熱相談センターの指定を受けるための要件

(1) 施設要件

対応時間に想定される患者からの相談に対応できる体制を確保していること。

(2) 住民への周知に関する要件

千葉県（以下「県」という。）が、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知することにつき承諾すること。

(3) 機能要件

- ア 発熱相談センターからの依頼に基づき、当該センターの代理的機能として、土日祝日及び夜間の全部又は一部において地域の発熱患者等の電話相談業務を行うこと。
- イ 患者からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、その地域の発熱外来や検査センターとその対応時間等を、把握しておくこと。
- ウ 患者からの相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

3 夜間休日発熱相談センターの指定方法

県は、千葉県発熱相談医療機関指定要綱に基づいて提出のあった発熱相談体制及び必

要に応じて行うヒヤリングを通じて当該医療機関の情報を収集し、本要綱と照らし合わせて、夜間休日発熱相談センターとして適当であると認められる場合に指定を行い、書面で通知する。

4 発熱相談体制の変更について

夜間休日発熱相談センターの管理者(代理の者)は、提出した発熱相談体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

5 指定の解除について

県は、医療機関が夜間休日発熱相談センターの指定要件を満たさなくなった場合は、夜間休日発熱相談センターの指定を解除することができるものとする。

附則

この指定要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附則

- 1 この指定要綱は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この指定要綱の施行日の時点で、改正前の指定要綱に基づき夜間休日発熱相談センターの指定を受けている医療機関については、令和4年3月末日までの間に限り、夜間休日発熱相談センターとして指定を受けているものとみなす。